

高額介護合算療養費・高額医療合算介護(予防)

サービス費制度が始まりました

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するために設けられた新しい制度で、同一の世帯に所属する後期高齢者医療の被保険者全員が、平成20年8月から平成21年7月までの12ヶ月間、または、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額()を合計し、その金額が下記の基準額を超えた場合に、申請により超えた金額を支給する制度です。

医療保険分は、「高額介護合算療養費」として、山形県後期高齢者医療広域連合から口座振込により支給されます。

介護保険分は、「高額医療合算介護(予防)サービス費」として、平成21年7月31日現在に加入していた介護保険の保険者の市町村から口座振込により支給されます。

入院した場合の食事負担額や差額ベッド代、高額療養費としてすでに支給された金額などは自己負担額に含みません。

基 準 額

所得区分		平成20年8月から 平成21年7月までの 12ヶ月間で計算する場合	平成20年4月から 平成21年7月までの 16ヶ月間で計算する場合
若い世代並みに 所得のある方		67万円	89万円
一般的な所得の方		56万円	75万円
低所得 の方	住民税非課税世帯 (区分)	31万円	41万円
	所得なし (区分)	19万円	25万円

平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間での計算は、制度初年度である今回だけの特別措置です。

平成20年8月から平成21年7月までの12ヶ月間で計算した場合と、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間で計算した場合の支給額を比較して、より高額となる方を選択し支給します。

裏面もご覧ください

山形県後期高齢者医療広域連合

電話 0237-84-7100

計 算 例

世帯内の後期高齢者が夫婦二人、所得区分が低所得の住民税非課税世帯で、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月の負担額が、

夫：医療保険負担額 20万円
介護保険負担額 0円

妻：医療保険負担額 15万円
介護保険負担額 25万円

の場合。

$$\text{世帯の負担額} = \quad + \quad + \quad + \quad = 60 \text{万円}$$

$$\text{世帯の支給額} = \text{世帯の負担額 } 60 \text{万円} - \text{基準額 } 41 \text{万円} = \text{19万円}$$

19万円の内訳

$$\text{夫の医療保険分} = 19 \text{万円} \times (20 \text{万円} / 60 \text{万円}) = 63,333 \text{円}$$

$$\text{夫の介護保険分} = 19 \text{万円} \times (0 \text{円} / 60 \text{万円}) = 0 \text{円}$$

$$\text{妻の医療保険分} = 19 \text{万円} \times (15 \text{万円} / 60 \text{万円}) = 47,500 \text{円}$$

$$\text{妻の介護保険分} = 19 \text{万円} \times (25 \text{万円} / 60 \text{万円}) = 79,167 \text{円}$$

計 算 例

世帯内の後期高齢者が一人、所得区分が低所得の住民税非課税世帯で、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間の負担額が、

医療保険負担額 30万円
介護保険負担額 20万円

平成20年8月から平成21年7月までの12ヶ月間の負担額が、

医療保険負担額 25万円
介護保険負担額 17万円

の場合。

$$16 \text{ヶ月間の場合の負担額} = \quad + \quad = 50 \text{万円}$$

$$12 \text{ヶ月間の場合の負担額} = \quad + \quad = 42 \text{万円}$$

$$\text{16ヶ月間の場合の支給額} = \text{負担額 } 50 \text{万円} - \text{基準額 } 41 \text{万円} = \text{9万円}$$

$$\text{12ヶ月間の場合の支給額} = \text{負担額 } 42 \text{万円} - \text{基準額 } 31 \text{万円} = \text{11万円}$$

支給額がより高額となる方を選択しますので、12ヶ月間で計算した11万円が支給額となります。

11万円の内訳

$$\text{医療保険分} = 11 \text{万円} \times (25 \text{万円} / 42 \text{万円}) = 65,476 \text{円}$$

$$\text{介護保険分} = 11 \text{万円} \times (17 \text{万円} / 42 \text{万円}) = 44,524 \text{円}$$